

音響信号機に関するQ & A

Q1 音響信号機は、全国でどれくらい設置されていますか。

A1 歩行者用信号の青時間帯に音を出して横断歩行者に知らせるもの（視覚障害者用付加装置）は、平成18年3月末現在、全国で約14,200基（メロディ式約1,450基、擬音式約12,750基）が設置されており、約90%が擬音式となっています。

また、歩行者青信号の開始をチャイム等で横断歩行者に知らせるもの（音響式歩行者誘導付加装置）は、平成18年3月末現在、全国で約1,700基が設置されています。

Q2 なぜ、メロディと擬音式が制定されたのですか。

A2 様々な方式が存在する中、利用者等から全国的に統一してほしいとの要望がなされ、昭和50年に学識経験者、視覚障害者団体、警察庁、厚生省等からなる委員会を設置して検討が行われ、アンケート調査等も行った結果、メロディ2種類（とおりゃんせ、故郷の空）と擬音式（ピヨピヨ、カッコー）が選定されました。

Q3 設置場所の基準はどうなっていますか。

A3 視覚障害者等の利用頻度が高い、盲学校、リハビリテーションセンター、役所等の公共施設を含む地域に優先的に設置するようにしています。

Q4 今後、どのように整備されていくのでしょうか。

A4 音響信号機には、現在、メロディ式と擬音式の2方式がありますが、平成15年10月に通達を出し、道路横断時の方向性がより明確で、誘導性も高い、擬音式の異種鳴き交わり方式の整備を進めています。

（注）異種鳴き交わり方式

目の不自由な方をより安全に誘導するために、交差点のこちら側と反対側で違う種類の音を時間をずらして鳴らす方式。（「ピヨ・ピヨピヨ」、「カッコー・カカッコー」）